

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	マンション管理計画の認定の取消			
根拠法令及び条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10 第1項			
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)			
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠: 第7条第2項第1号に該当)			
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項 (管理計画認定の取消し) 別紙のとおり			
	処分基準設定年月日	令和5年4月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
	所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考				

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

### 処分基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項(管理計画認定の取消し)

計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第五条の四の認定(第五条の七第一項の変更の認定を含む。以下同じ。)を取り消すことができる。

- 一 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。
- 二 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。
- 三 認定管理者等が不正の手段により第五条の四の認定又は第五条の六第一項の認定の更新を受けたとき。